

## 香川県条例第39号

香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例  
 (香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第1条 香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成19年香川県条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、<u>在宅勤務等手当</u>、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。)及び退職手当とする。</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第6条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、<u>次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、管理者が定める管理又は監督の地位にある職員に対しては、支給しない。</u></p> <p>2 略</p> <p><u>(1) 略</u></p> <p><u>(2) 略</u></p> <p><u>(3) 略</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p>(地域手当)</p> <p>第7条 略</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、<u>期末手当</u>、勤勉手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。)及び退職手当とする。</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第6条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、<u>次項各号(第2号を除く。)</u>のいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、管理者が定める管理又は監督の地位にある職員に対しては、支給しない。</p> <p>2 前項本文の「扶養親族」とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p><u>(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</u></p> <p><u>(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</u></p> <p><u>(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</u></p> <p><u>(4) 60歳以上の父母及び祖父母</u></p> <p><u>(5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</u></p> <p><u>(6) 心身に著しい障害がある者</u></p> <p>(地域手当)</p> <p>第7条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地</p>

(住居手当)

第8条 略

(1) 略

(2) 第10条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が居住するための住宅を借り受け、家賃を支払っているもので管理者が定めるもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの

(単身赴任手当)

第10条 単身赴任手当は、公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に対して支給する。

2 前項に規定するもののほか、新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員に対して、同項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

(在宅勤務等手当)

第10条の2 在宅勤務等手当は、住居その他これに準ずるものとして管理者が定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その

域における物価等を考慮して管理者が定める地域に在勤する職員に対して支給する。

2 医療業務に従事する医師及び歯科医師である職員には、当分の間、前項の規定にかかわらず、地域手当を支給する。

(住居手当)

第8条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。

(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。以下同じ。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員で管理者が定めるもの

(2) 第10条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、家賃を支払っているもので管理者が定めるもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの

(単身赴任手当)

第10条 単身赴任手当は、公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(管理者が定める要件を備える職員に限る。)その他これに準ずる職員に対して支給する。

他管理者が定める時間を除く。）の全部を勤務することを、管理者が定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員に対して支給する。

(特殊勤務手当)

第11条 略

(管理職員特別勤務手当)

第16条 管理職員特別勤務手当は、第4条に規定する管理職手当の支給を受ける職員（以下「管理職員」という。）で臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務をしたものに対して支給する。

2 前項に規定するもののほか、管理職員で災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をしたものに対して管理職員特別勤務手当を支給する。

(勤勉手当)

第18条 略

(特定の職員についての適用除外)

第27条 略

2 第5条、第6条及び第20条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

3 略

4 第4条、第6条、第8条、第10条、第10条の2、第16条及び第19条の規定は、会計年度任用職員には適用しない。

5 略

(特殊勤務手当)

第11条 略

(管理職員特別勤務手当)

第16条 管理職員特別勤務手当は、第4条に規定する管理職手当の支給を受ける職員（以下「管理職員」という。）で臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務したものに対して支給する。

2 前項に規定するもののほか、管理職員で災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務したものに対して管理職員特別勤務手当を支給する。

(勤勉手当)

第18条 勤勉手当は、6月及び12月に職員の勤務成績に応じて支給する。

(特定の職員についての適用除外)

第27条 略

2 第5条、第6条、第7条第2項、第8条及び第20条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

3 略

4 第4条、第6条、第8条、第10条、第16条及び第19条の規定は、会計年度任用職員には適用しない。

5 略

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

(特定任期付企業職員の給与の種類及び基準に関する特例)  
第6条 略

(病院局企業職員給与条例の適用除外等)  
第7条 香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年香川県条例第5号）第3条から第6条まで、第8条及び第12条から第14条までの規定は、特定任期付企業職員には、適用しない。  
2 特定任期付企業職員に対する香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第16条の規定の適用については、同条第1項中「「管理職員」という。）」とあるのは「「管理職員」という。）又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

(特定任期付企業職員の給与の種類及び基準に関する特例)  
第6条 略

2 任命権者は、特定任期付企業職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、特定任期付職員業績手当を支給することができる。

(病院局企業職員給与条例の適用除外等)  
第7条 香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年香川県条例第5号）第3条から第6条まで、第8条、第12条から第14条まで及び第18条の規定は、特定任期付企業職員には、適用しない。  
2 特定任期付企業職員に対する香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第2条第3項及び第16条の規定の適用については、同項中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、特定任期付職員業績手当」と、同条第1項中「「管理職員」という。）」とあるのは「「管理職員」という。）又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。  
(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)
- 2 この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（次項において「改正後の企業職員条例」という。）第6条の規定の適用については、同条第1項中「第5号」とあるのは「第6号」と、同条第2項中「(5) 心身に著しい障害がある者」とあるのは「(5) 心身に著しい障害がある者  
(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」とする。  
(単身赴任手当に関する経過措置)
- 3 改正後の企業職員条例第10条第2項の規定は、施行日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。